

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	使用者に対する一定日数の年次有給休暇の時季指定の義務付け	府省名	厚生労働省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他		
	労働基準法		
規制の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設等 <input type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目		評価の実施状況					課題
①	規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					
費用の分析	② 遵守費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	③ 行政費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
	④ その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
⑤	便益の分析	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 分析なし		
⑥	費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	※
代替案	⑦ 代替案の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 想定される代替案なし <input type="checkbox"/> 設定なし					
	⑧ 代替案との比較	<input checked="" type="checkbox"/> 費用・便益で比較	<input type="checkbox"/> 費用で比較	<input type="checkbox"/> 便益で比較	<input type="checkbox"/> 比較なし		※
⑨	レビューを行う時期又は条件	<input checked="" type="checkbox"/> 設定あり <input type="checkbox"/> 設定なし					

【課題の説明】

- 「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の必要性を示す参考情報》

過去3か年の年次有給休暇の取得率は以下のとおりである。

平成26年就業条件総合調査（年次有給休暇取得率）

平成26年：28.8%

平成25年：47.1%

平成24年：49.3%

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

改正案の導入により、5日間の年次有給休暇の付与に係る遵守費用や新たなルールの周知、定着等に一定の行政費用を要するが、一方で、労働者の長時間労働が抑制され、仕事と生活の調和の実現や、消費拡大の経済的効果、労働時間の削減に伴う時間単位当たりの労働生産性の向上が期待されることから、費用を大きく上回る便益があると考えられる。

《代替案との比較に係る補足説明》

代替案を導入することにより、改正案とほぼ同様の便益の発生が見込まれるが、費用の面においては、年次有給休暇を取得させた労働者の労働力を補うための費用や、全ての取得方法を分類した上で、使用者から時季の指定がなされ、毎年5日の年次有給休暇が取得されているか使用者において把握する費用が発生する。また、新たなルールの周知・定着や義務の履行状況の確認のための行政費用や労働者本人の時季指定権がなくなる社会的費用が発生することが考えられることから、便益が費用を上回るとは必ずしもいえないと考えられる。

しかし、改正案の遵守費用については、代替案と同様に使用者における遵守費用として、年次有給休暇を取得させた労働者の労働力を補うための費用が発生するが、年次有給休暇の取得状況の把握における費用については、その取得方法の全てを分類することなく毎年5日の年次有給休暇が取得されているかのみ把握する費用が発生し、行政費用についても、当該内容を確認すればよく、また、社会的費用は発生しないと考えられることから、改正案の方が少ない費用で同様の便益が得られ、改正案が望ましいと考えられる。